

堺市・美原町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、堺市・美原町合併協議会規約第16条の規定に基づき、堺市・美原町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、堺市及び美原町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下単に「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により承認を得たときは、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに堺市長及び美原町長に送付するものとする。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会の予算について補正が必要であると認めるときは、補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が協議会の承認を得た場合について準用する。

（予算の流用及び予備費の充当）

第4条 予算の流用及び予備費の充当は、堺市の例によるものとする。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預けて保管するものとする。

（協議会の出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を任命するものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の収入及び支出の手続は、堺市の例によるものとする。

(小口現金の保管)

第9条 前条の規定にかかわらず、会長は、慣習上現金をもって支払うこととされている支払に充てるため、協議会出納員に対して現金を前渡し、保管させることができる。

2 前項の規定により協議会出納員が保管できる現金の額は、50,000円を限度とする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1(第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 市町負担金
2 府支出金	1 府補助金	1 府補助金
3 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2(第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
	2 総務管理費	1 事務局費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月18日から施行する。

(初年度における予算)

- 2 協議会を設置した年度の予算に係る第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「この規程の施行日以後最初に招集される」とする。
- 3 会長は、第 2 条の規定にかかわらず、この規程の施行日以後最初に招集される協議会の会議の開催日までの間において、収入及び事務所開設に係る経費その他事前に執行すべき事務に係る費用の支出を行うことができる。
- 4 会長は、前項の規定により収入又は支出の手続をした場合は、その内容を明らかにして前項の協議会の会議に報告しなければならない。